

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」

第4期(令和元年度～令和5年度) 施策評価調査票

実施計画項目	第4 9 地域における安全の確保等 (1) 地域安全活動の推進
実施計画内容	○警察、市町村は施設管理者などの関係機関との連携によりパトロール活動を実施し、地域住民の不安感の除去と、ホームレス自身に対する襲撃等の事件・事故の防止に係る活動を推進します。 ○警察は、地域住民等に不安又は危害を加える事案、ホームレス同士による暴行事件等に対しては、迅速かつ適切な措置を講ずるとともに、警戒活動を強化して再発防止に努めます。
(1) 事業実績	○各警察署において、関係機関と連携し地域住民の理解と協力の下に ・街頭活動を通じた地域住民の不安感の除去 ・ホームレスに関係する事件等の防止に係る活動の推進等、地域の安全を確保するための活動を実施した。
(2) 事業評価	【評価】 効果の有無 ( 有 ) ←有・無の2択から記入 【評価の理由】 ○パトロール活動等を通じ、地域住民の不安感の除去、ホームレスが関係する事件・事故の防止を図った。
(3) 課題・問題点	○特になし。
(4) 計画に対する意見・今後の取り組み方向	○引き続き、地域住民の不安感を除去する活動を推進するとともに、ホームレスが関係する事件・事故に対しては、迅速かつ適切な措置を講じて再発防止に努めることとする。
担当部室課	公安委員会警察本部生活安全部生活安全総務課

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」

第4期(令和元年度～令和5年度)施策評価調査票

実施計画項目	第4 9 地域における安全の確保等 (2) 緊急に保護を必要と認められるホームレス等を発見したときの措置
実施計画内容	○警察は、緊急に保護を必要と認められる者を発見したときは、「警察官職務執行法」(昭和23年法律第136号)等に基づいて一時的に保護し、その都度関係機関に引き継ぐ等、適切な保護活動を推進します。
(1) 事業実績	○緊急に保護を必要と認められる者を発見したときは、法令に基づき一時的に保護し、都度関係機関に引き継ぐ等適切な措置を講じている。
(2) 事業評価	【評価】 効果の有無 ( 有 ) ←有・無の2択から記入 【評価の理由】 ○人権に配慮した適切な保護活動を実施した。
(3) 課題・問題点	○特になし。
(4) 計画に対する意見・今後の取り組み方向	○関係機関との連携をより一層強化し、保護を要するホームレスに対する適切な保護活動を推進する。
担当部室課	公安委員会警察本部生活安全部生活安全総務課